



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.162
9月号

栃木県・宇都宮市との意見交換会を開催しました

8月4日(月)、栃木県庁北別館において、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図るため、栃木県及び宇都宮市の廃棄物行政に携わる担当課長、職員と当協会理事による意見交換会を開催しました。栃木県から松本資源循環推進課長ほか6名、宇都宮市から荻原課長ほか4名、当協会から9名が参加し、協会員からのアンケート調査に基づく意見要望事項について、それぞれの立場から取り組み状況や課題など活発な意見交換が行われました。

栃木県及び宇都宮市の意見要望事項の回答は次のとおりです。



【挨拶する山口副会長】



【会場風景】

* 当協会からの意見・要望事項

【1】産業廃棄物処理業の許可更新に関する対応期間の明確化について

産業廃棄物処理業者として業務を行う中で、許可更新手続きに伴う「新許可証の発行までの期間」が長期化する傾向が見受けられ、実務上の支障が生じております。とくに、更新申請後、許可証発行までの間に、排出事業者様から「発行予定日の確認」の問い合わせを多数受けるケースがあり、現場対応が煩雑化し、営業活動・契約更新に支障をきたす場合もございます。つきましては、以下の点につきまして改善・明確化をお願いいたします。

1. 許可証発行目安の実態との乖離を是正し、現実的なスケジュールを提示いただきたい。
2. 発行の進捗状況の可視化や、電子的な確認手段の導入をご検討いただきたい。

○栃木県回答

1. 本県は産業廃棄物処理業許可申請の審査にあたり標準処理期間を定めており、県ホームページにおいて告知しているところですが、申請書に不備等があった場合はその補正により、さらに期間を要することになりますので個別の審査状況に関するスケジュールの提示は難しい状況です。
また、処理業許可の更新の申請については、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、許可の有効期間満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有するものとされており、この点につきましては、排出事業者を中心に周知して参ります。
2. 現在は書類の電子化に対応していないため、申請に対する進捗状況の公開は難しいですが、国において許可申請の電子化を検討していることから、国の検討状況や他県の取組等について情報収集して参ります。

○宇都宮市回答

1. 本市におきましては、産業廃棄物処理業の許可更新に係る申請は、許可期限の2か月前から受け付けており、標準審査期間を60日としております。ただし、申請書類の不足や不備等により、許可までの期間を更に要することがありますことから、許可までのスケジュールを明示することは難しい状況にあります。
引き続き、廃棄物処理に係る関係法令等に基づき、適正かつ円滑に審査してまいりますので、許可申請等について、ご不明な点等ございましたら、環境部廃棄物政策課まで随時お問い合わせください。
2. 許可証発行に係る進捗状況の可視化や電子的な確認手段の導入については、現状では難しいですが、今後、他自治体等の状況について情報収集してまいります。

【2】使用済み活性炭の再生について

3/26付、環境省通知に当該事項の留意事項が記載されている。委託者が受注者である再生事業者に対してPFOS等の含有の有無を伝える必要があるが、PFOS等の測定頻度等についての考えをお聞かせ願いたい。

○栃木県回答

令和7年3月26日付け環水大管発25032611号・環循規発第2503261号の通知（以下「通知」という。）以降、環境省からの新たな通知等はなく、PFOS等の測定頻度等について国の明確な方針は示されておりません。

また、活性炭の交換頻度は使用する設備や維持管理の計画によって異なり、行政が統一的に測定頻度等を規定することは困難であることから、委託者ごとにPFOS等の含有の有無を適切に把握できる頻度において実施する必要があると考えます。

なお、産業廃棄物の処理委託契約に含まれるべき事項として、委託した産業廃棄物に関する情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法について規定されており、この規定を参考にし、使用済み活性炭に関する情報に変更（活性炭の使用方法を変更した等）が生じた際に測定することが考えられます。

【3】栃木県資源循環推進計画について

廃棄物処理施設の強靱化が施策としてあるが、民間処理施設への促進状況、及び促進化にあたり助成金などのサポート拡充の可能性についてお聞きしたい。また、当該計画の最終年度にあたり、「エコグリーンとちぎ」に続く管理型最終処分場建設に向けたスケジュール計画について、現段階での状況をお聞かせ願いたい。

○栃木県回答

廃棄物処理施設は生活環境の保全や公衆衛生の向上、循環型社会形成のために欠かせない社会インフラとして機能しているほか、災害時においても廃棄物の適正処理が求められ、国の小委員会においても、より円滑な災害廃棄物対応に向け民間事業者・団体との連携が重要視されるなど、施設の強靱化は重要な取組であると認識しています。

強靱化の促進状況については、ハード面においては施設設置許可の際、廃棄物処理法や指導要綱に基づき耐震性の基準等を審査しているほか、ソフト面においては定期的に情報伝達訓練を実施するなど、平常時から体制整備に努めております。

強靱化へのサポート拡充については、県による助成金などの支援制度は設けておりませんが、国の情報を適宜周知するほか、廃棄物処理業者向け講習会など様々な機会を捉えて、強靱化の重要性や意義について、普及啓発に取り組んで参ります。

今後の管理型産業廃棄物最終処分場のあり方については、今年度末に北沢地区不法投棄物撤去工事が完了する予定のエコグリーンとちぎの今後の運営状況や民間の動向なども踏まえながら、総合的に判断していく必要があると考えております。

このため、現時点でお示しできるスケジュール等はありません。

【4】産業廃棄物施設に対する県民理解促進事業について

事業内容がリサイクル施設中心になっているが、せっかく最終処分場の運営が開始しているので、これを活用すべきと考えるが、県の考えを伺いたい。

○栃木県回答

廃棄物処理施設の必要性について県民等の理解促進を図ることは重要であるため、県民の皆様にもリサイクル施設、最終処分場等を見学いただく「栃木県リサイクル施設等見学コンシェルジュ事業」を展開しているところです。

申込件数は令和4年度に1件でしたが、令和5年度に6件、令和6年度に5件と、順調に見学件数が増加しており、今年度も現時点で4件の申込があり、廃油処理施設、焼却施設、ペットボトル再生施設など、様々な業種を見学いただいております。

最終処分場についても事業リーフレットで紹介しており、民間事業者1件に登録いただいているほか、県営処分場エコグリーンとちぎも対象施設に追加したところです。

また、県営処分場では環境学習サイト「まなびのもり」を本年5月に開設したところであり、こうしたサイトの普及啓発も一体となって図りながら、今後とも廃棄物処理施設の重要性、意義を広く発信して参ります。

【5】産業廃棄物と一般廃棄物の区別の違いについて

事業所から発生する廃棄物は大きく分けて産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分されますが、自治体によって異なる分類をする場合があるほか、排出事業者があまり認識していないこともあります。廃棄物が適正に処理されるよう自治体や排出事業者等に周知徹底や適切な指導をしていただきたい。

○栃木県回答

産業廃棄物と事業系一般廃棄物をそれぞれ廃棄物処理法に基づき適正かつ円滑に処理するためには、正しい法理解の基に適切に区分し、処理することが重要です。

自治体においては、清掃事業を行う市町及び一部事務組合並びに栃木県で構成する「栃木県清掃事業連絡協議会」が実施する研修会などの機会を捉えて、あらためて職員の理解が深まるよう基本的な考え方について周知を図って参ります。

また、排出事業者に対しては、廃棄物処理法その他の法令に基づく工場や事業場、建物等解体現場などへの立入検査、廃棄物排出事業者向け講習会の開催、パンフレット、ホームページ及び情報誌による情報提供などにより、啓発に努めております。

引き続き、法に基づく廃棄物の適正な処理に向けて取り組んで参りますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○宇都宮市回答

本市においては、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の違いやそれぞれの処理方法を明記した「事業系ごみ適正処理マニュアル」を作成し、ホームページに掲載しているほか、「産業廃棄物と事業系一般廃棄物を区別し、それぞれ法令等に従って処理する」旨のお知らせを毎年度、広報紙に掲載するなど、広く事業者に対し、事業系ごみの適正処理についての周知徹底に努めております。

また、引き続き、大規模・中規模事業者を対象とした戸別訪問や研修会を実施するとともに、本市の廃棄物焼却施設での許可業者の事業系ごみを対象とした展開調査に基づく不適正排出事業者等への指導にも取り組むなど、今後とも、事業系ごみの適正排出に向けた指導に取り組んでまいります。

【6】広域処理についての周知不足への対応について

事業者から排出される廃棄物で、電池（リチウムイオン、ニッケル水素）や消火器、フロン入りの除湿器等、様々な処理困難物が発生する。これらの処理について広域認定制度による処理も可能であるが、ほとんどの排出事業者が制度を認識していない。スムーズに廃棄物を処理するため、行政側から積極的に情報を発信してほしい。

＊主な広域処理できそうな廃棄物の例

使用済み電子機器（パソコン、プリンター等）、廃バッテリー（密閉型鉛蓄電池、リチウム蓄電池等）、廃二輪自動車（原動機付自転車、小型自動車）、廃トナー類等

○栃木県回答

広域認定制度はメーカー等が自社製品の再生や処理に関与し、当該産業廃棄物の減量等を広域的に行う者を国が認定する制度ですが、県としても資源循環を積極的に推進していくため、

～協会ニュース～

排出事業者等に対し県ホームページなどで周知に努めて参ります。

なお、モバイルバッテリーなどの小型リチウム蓄電池については、改正資源有効利用促進法により来年4月から自主回収とリサイクルが実施される見込みであり、併せて普及啓発に努めて参ります。

○宇都宮市回答

製造事業者等が行政区域を越えて自社製品の再生・処理に関与することで効率的な再生利用を推進する「広域認定制度」につきましては、排出事業者が当該制度を活用することにより、廃棄物の適正処理はもとより、資源循環型社会の形成にもつながりますことから、本市においては、「事業系ごみ適正処理マニュアル」に当該制度の概要を新たに記載するなど、情報発信に努めてまいります。

産業廃棄物処理検定の試験対策研修会を開催

8月1日(金)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて、産業廃棄物処理検定の合格を目的とした試験対策研修会を開催し、14名が参加しました。

全国産業資源循環連合会では、日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業者や処理事業者の従業員の方を主な対象として、廃棄物を適正に処理するうえで必要な基礎知識を備えた人材であることを評価するため、産業廃棄物処理検定を予定しております。そこで、当協会の野中常務理事兼事務局長が講師を務め、産業廃棄物処理検定の合格を目的とした試験対策研修会を開催しました。



【講義する野中常務理事兼事務局長】



【会場風景】

産業廃棄物処理業における実務者研修会の開催について

産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、産業廃棄物処理業界の現状や課題、今後の動向等について研修会を開催いたします。

今年度も、講師に長岡文明先生をお招きし、サーキュラーエコノミーへの転換に伴い、電子マニフェスト制度や関連法の改正が進む中、とりわけ再資源化高度化法の「特定産業廃棄物処分業者規定」は業界への影響が大きいにもかかわらず十分に認識されていません。そこで、最新の制度動向と実務への影響などについて解説をいただきます。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和7年10月28日(火) 13:30～16:00
2. 場 所 栃木県総合文化センター 特別会議室 宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000
3. 内 容 廃棄物処理法に係る最近の制度改正と今後の方向性
4. 講 師 BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明 氏
5. 定 員 80名
6. 受講料 (公社)栃木県産業資源循環協会 会員：無料、非会員：3,300円(税込)



産業廃棄物を取り扱う現場担当者にオススメです！

産業廃棄物処理 現場業務 eラーニング 講座

本講座の特長

- 受講はご自身のパソコンで行います。インターネット環境があれば、学習期間中にいつでも、どこでも自分のペースで受講可能です。なお、学習途中で中断/再開することも可能です。
- 本講座は、パソコンから映像を視聴いただく講義、確認テスト、その後じっくり学習するためのテキスト教材(画面表示のみ)で構成しています。※教材を印刷することはできません。
- 各講座の受講が修了すると、修了証を画面表示します。



令和7年度 開催案内！

【学習期間(約 1 ヶ月間)】 次の2つから選択

第1期： 9月3日～28日
(申込期間：8月1日～22日)

第2期： 10月3日～28日
(申込期間：9月1日～22日)

【受講料】

1名1コース：4,400円
(税込、通信費等は利用者負担)

【講座名・学習内容】

業態に合わせ3コースを用意

①収集運搬現場業務コース

- ・収集運搬に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

②中間処理現場業務コース

- ・中間処理に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

③最終処分現場業務コース

- ・最終処分に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

【お申込み方法】

専用ポータルサイトにて受付。詳しい情報は、こちらのサイトより
<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>



全産連 研修会・セミナー

検索



【お問合せ先】



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-17 第2ABビル4階

現場業務 eラーニング担当

TEL: 03-3224-0811

E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間/月～金 9時～17時

●定休日/土日・祝日

2025.06

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は海無し、空港無しの栃木県にとっては、あまり馴染みの無い選択肢もあったかと思います。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物はどれか。

- (1) 輸入廃棄物
- (2) 航行廃棄物
- (3) 携帯廃棄物
- (4) し尿
- (5) 浄化槽汚泥（めん類製造業からの排水を併せて処理している）

【解説】

法第2条第4項第2号に輸入された廃棄物は産業廃棄物とする旨の規定がある。

これは、一般廃棄物の処理原則が市町村にあることから、輸入地の市町村に負担がかかることは適当ではなく、輸入者の責任において処理されることが適当である旨が、この条文ができた平成6年の通知にある。（平成6年2月2日衛環40号厚生省課長通知）

しかし、航行廃棄物と携帯廃棄物については、現状においても問題が生じていないこと等から輸入廃棄物から除外した（すなわち、産業廃棄物でないので一般廃棄物）経緯がある。

「し尿」は人間の糞便であり、典型的な一般廃棄物である。

浄化槽は浄化槽法施行（昭和60年）以前は「し尿浄化槽」と呼称しており、数的には圧倒的にし尿のみを処理する単独処理が多かった。そういった経緯もあり、浄化槽汚泥は一般廃棄物として扱われてきている。近年、雑排水も処理できる合併処理浄化槽が発達し、平成12年からは食品製造業に限定ではあるが、事業場排水の受入れも可能としている。

こういった製造業の排水を併せて処理する場合であっても、浄化槽汚泥については一般廃棄物とする旨の通知がなされている。（平成12年3月31日衛浄20号厚生省課長通知）

正解（1）

平成の初めに国際間の廃棄物（有害物）の移動が問題になり、バーゼル条約ができました。それにあわせて国内法の廃棄物処理法も「輸入廃棄物」という規定を作った。これを前述「解説」にあるとおり産業廃棄物と規定したんですけど、「じゃ、パイロットやCAさんや乗客のウンチやおしっこまで産業廃棄物にするのか」となったんですね。そこで、「航行廃棄物」という規定をつくった。さらに、「じゃ、乗客が外国で食べたお菓子の包み紙がポケットに入ったままで入国したら、それは何に該当するか」となって「携帯廃棄物」という概念を規定した。BUNさんに言わせれば、「そんな些細なことどうでもいいじゃないか」と思うのです。この輸入、航行、携帯廃棄物の条文を作ったことで、これより後の条文が非常に判りにくくなってしまったんです。

その一例を前回の「ばいじん」でご紹介しましょう。

(特別管理産業廃棄物)

第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。・・・中略)

チ 第二条第十二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじんであつて集じん施設によつて集められたものを除く。次号、第七号及び第九号、第三条第三号並びに別表第一を除き、以下「ばいじん」という。)であつて次に掲げるもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該ばいじんを処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(1) ばいじん(国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつて、水銀又はその化合物を含むもの

これは「水銀を基準値以上含有することによって特別管理産業廃棄物になるばいじん」の規定です。この文章を読んで理解しろ、という方が無理だって感じます。

この問題のもう一つの注目点は「製造業の排水を併せて処理する場合であっても、浄化槽汚泥については一般廃棄物とする」という運用です。

排水自体は廃棄物処理法ではなく水質汚濁防止法で規制するのですが、それでも元々事業活動で排出される排水は「廃酸」か「廃アルカリ」ですから、これが形を変えて一般廃棄物になるというのは廃棄物処理法に慣れ親しんだ身としては違和感がありました。まあ、それまでの経緯や人糞が入るので「一般廃棄物」としたってところでしょうね。

今回は解説が長くなってしまいましたので、宿題に移りたいと思います。
実務で関係する方も多いと思います。「保管基準」の問題です。



宿題Q

次のうち、屋外において容器を用いずに廃棄物を保管するときの基準である「積上げ勾配」として正しいものはどれか。

- (1) 四角錐(ピラミッド形)に積み上げるときは、最高高さは一辺の長さと同じだけ積み上げることができる。
- (2) 円錐状に積み上げるとき、円の直径が20mの場合の最高高さは5mまで積み上げることができる。
- (3) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端を通り水平面に対し上方に約66%の勾配まで積み上げることができる。
- (4) 地盤面と廃棄物の積上げ斜面の角度が約50度まで積み上げることができる。
- (5) 横3に対して高さ2、すなわち「3:2勾配」といわれる高さまで積み上げることができる。

ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



産業廃棄物処理業の主な資格一覧表

～無資格作業は『六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金』（法 119 条）に処せられます～

産業廃棄物処理業に必要な資格は令和 5 年 7 月号で取り上げましたが、もう少し詳しく一覧表にまとめました。すべてを網羅しているわけではないので、「主な一覧表」として、活用してください。

「免許」「技能講習」は登録研修機関で受講して、資格を取得してください。事業者が資格を発行することはできません。「特別教育」は、じゅうぶんな経験などを有している社員や外部専門家（労働安全コンサルタントなど）が講師を務めれば、事業者が教育を実施することは可能です。

対象業務	業務内容	業務に就くことができる者			
		免許	技能講習	特別教育	その他
【車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等】					
フォークリフトの運転	最大荷重 1 t 以上		○		
	最大荷重 1 t 未満			○	
ショベルローダー・フォークローダーの運転	最大荷重 1 t 以上		○		
	最大荷重 1 t 未満			○	
車両系建設機械（整地・運搬・積込用等）の運転	機体重量 3 t 以上		○		
	機体重量 3 t 未満			○	
車両系建設機械（解体用）の運転（ブレイカ等）	機体重量 3 t 以上		○		
	機体重量 3 t 未満			○	
テールゲートリフターの操作	貨物自動車に荷を積む作業又は貨物自動車から荷を卸す作業に限る			○	
高所作業車の運転	作業床の高さ 10m 以上		○		
	作業床の高さ 10m 未満			○	
【クレーン等】					
クレーンの運転	つり上げ荷重 5 t 以上	○			
	つり上げ荷重 5t 以上で床上運転し、運転者が荷の移動とともに移動する方式		○		
	つり上げ荷重 5 t 未満			○	
玉掛けの業務	つり上げ荷重が 1t 以上のクレーン		○		
	つり上げ荷重が 1t 未満のクレーン			○	
【電動工具、動力機械等】					
研削といし（グラインダー等）	研削といしの取替え又は取替え時の試運転			○	
巻き上げ機（ウインチ等）	動力により駆動される巻き上げ機（電気ホイスト等以外の巻き上げ機）の運転			○	
刈払機	刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育（特別教育に準じた教育）			準○	
【有害物質】					
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	特定化学物質を製造し、又は取扱う作業四アルキル鉛等に係る作業		○		
有機溶剤作業主任者	屋内作業場等で有機溶剤とその含有量が 5% を超えるものを取扱う作業		○		
化学物質管理者	化学物質の管理（選任）				○
保護具着用管理責任者	保護具の使用状況や管理（選任）				○



～ワンポイント安全衛生～

対象業務	業務内容	業務に就くことができる者			
		免許	技能講習	特別教育	その他
【処理施設の作業等】					
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の作業	○			
ガス溶接作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務		○		
アーク溶接等作業主任者、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	金属のアーク溶接、溶断、ガウジングにおいて溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業		○		
アーク溶接作業	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務			○	
酸素欠乏危険作業主任者	第一種及び第二種酸素欠乏危険場所における作業		○		
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業に係る業務			○	
電気取扱者(低圧)	充電回路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作、充電部分が露出した開閉器の操作			○	
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業	高さが 2m 以上で、作業床を設けることが困難で、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業			○	
廃棄物処理施設作業従事者	廃棄物処理施設において、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務			○	
	廃棄物処理施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の保守点検等の業務			○	
【収容施設の荷役作業等】					
はい作業主任者	高さが 2m 以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみを除く)		○		
車両系荷役運搬機械等作業指揮者	一の荷で重量が 100kg 以上のものを貨物自動車への積卸する作業(選任)				○



資格証携帯の関係法令を再掲します。

労働安全衛生法 第 61 条（就業制限）《抜粋》

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行ってはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者当該業務に従事するときは、これに係る免許 証その他は、その資格を証する書面を携帯していなければならない。



〔参考〕

神奈川県産業資源循環協会では、下記の特別教育を実施してきました。いずれも、学科及び実技ともに、法定時間を実施しました。

- 特別教育（フルハーネス型墜落制止用器具使用作業）2019 年度
- 特別教育（研削といしの取替え又は取替え時の試運転）2022 年度
- 特別教育（テールゲートリフターの操作）2023 年度



CSP 労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者



佐藤 泉 法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—— コラム ——

○建設リサイクルの動向

国土交通省は、2025年から2026年にかけて、建設リサイクル推進の方向を検討しています。2025年4月21日に開かれた建設リサイクル推進施策検討小委員会では、早期に取り組むべき具体の施策として、建設発生土の有効利用促進と建設廃棄物のリサイクル推進を挙げています。建設発生土の有効利用については、官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化、現場内・工事間利用等の有効利用の推進を提言しています。

また建設廃棄物については、再生骨材コンクリートに焦点を当て、再生骨材の利用拡大を提言しています。

今後の都市再生・インフラ整備では、大量の残土とコンクリート廃棄物の排出が予想されており、対策は急務でしょう。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo03_sg_000229.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年8月25日掲載)

○リユース等の促進に関するロードマップの方向性

2025年6月20日、環境省はリユース等の促進に関するロードマップの方向性を公表しました。

リユースは、廃棄物の削減、温暖化対策の推進に効果があり、国民が利用しやすいビジネスです。そこで、昨年閣議決定された循環経済への移行加速化パッケージでは、リユースビジネス等を支援とともにリユース業者等と協働取組を行う自治体数の倍増を目指すとしています。

今回示されたロードマップでは、消費者のリユース取組の推進とともに、リユース事業の信頼性向上などの対策を行うとしています。

https://www.env.go.jp/press/press_05065.html

<https://www.env.go.jp/content/000322887.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年8月19日掲載)

○環境省・組織名称変更

環境省は、循環型社会に対応することを明確にするため、2025年7月1日から「資源循環課」を設置しました。

これは、2025年06月17日付けの環境省組織令の一部を改正する政令に基づくものです。これにより、「廃棄物規制課」は廃止され、「資源循環課」となりました。長く親しんだ名称の変更で、今後環境行政に変化が生じるか、注目されます。

https://www.env.go.jp/press/press_05060.html

<https://www.env.go.jp/content/000321460.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年8月12日掲載)

《会社訪問》 今回は、正会員の 株式会社ネオ・ナチュール を訪問しました。

企業理念

～革新と調和を軸に、循環型社会を育む～

私たちは、資源だけでなく優しさも循環する社会を目指すため、すべての取り組みに「ネオ（革新）」と「ナチュール（調和）」の精神を貫きます。



1 会社概要

会社名：株式会社ネオ・ナチュール
代表者：代表取締役 大森 幸夫
本 社：栃木県栃木市昭和町9番21号
事業所：栃木県栃木市城内町2丁目13番45号
連絡先：TEL 0282-20-2080、FAX 0282-20-2081
創 業：平成30年6月1日

ホームページはこちら →



2 事業案内

◇収集運搬事業

関東、東北、中部、北陸地方を中心に、幅広いエリアをカバーしています。環境への配慮を考え、CO₂排出量の少ないトラック「スカニア」も導入しています。保有車両は45台以上、多彩なコンテナを取り揃え、少量のご依頼から大規模な運搬まで柔軟にお引き受けしています。さまざまな特性の廃棄物も、安心してお任せください。

3 許可の取得状況

◇産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号…栃木県(00900204040)、その他25道府県

◇特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号…栃木県(00950204040)、その他26道府県

4 会社から一言

緑豊かな栃木市で2018年に設立以来、産業廃棄物収集運搬業務を行ってまいりました。循環型社会へのニーズが高まる中、この仕事を通じて美しい環境を守ることができることを日々、誇りに思っています。

これからも、いただいたご縁を心から大切に、Clean（清潔）、Care（配慮）、Creativity（創造性）の3Cをもって、皆さまの期待に応え、共に成長し続ける企業を目指してまいります。

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

こんな時、どうするの？ 事務所で購入した机とパソコンの梱包材の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問者)

事務所で机とパソコンを購入した梱包材を清掃センターに持っていったら、産業廃棄物は受け取らないと言われ、電話するように言われたので電話しました。どうすれば処分できますか。

(協会)

事務所で購入したとの御説明ですので、梱包材は事業活動に伴って発生した廃棄物となります。梱包材は、プラスチック、紙、木であることがほとんどだと思いますが、このうち、プラスチックは廃棄物処理法で廃プラスチック類に該当し、産業廃棄物に該当します。また、紙は廃棄物処理法で紙くずに該当し、産業廃棄物に該当するか否かは、発生業種、排出形態が限定されております。紙くずが産業廃棄物に該当するのは、建設業（工作物の新築や改築、除去により生じた場合）、パルプや紙加工品の製造業、製紙業、製本業、新聞業（新聞巻取紙を利用して印刷発行を行う場合）、出版業（印刷出版を行う場合）、印刷物加工業から排出した紙くずが産業廃棄物になります。事務所で使用する机やパソコンの梱包材の紙は一般廃棄物に該当します。また、木くずにつきましても、紙くずと同じように業種や排出形態が限定され、建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業に係るもの、PCB（ポリ塩化ビフェニル）が染み込んだものは産業廃棄物に該当します。ただし、木製パレットは業種、排出形態にかかわらずすべて産業廃棄物に該当します。従って今回の場合、廃プラスチックは産業廃棄物に該当しましたが、紙くず、木くずにつきましても、一般廃棄物に該当すると思われますので、市町又は一部事務組合に処分をお願いしてください。（廃プラスチック類の処分の許可を持った業者を紹介しました）

(質問者)

今の説明からすると、今回事務所で購入した机とパソコンを自宅で購入した場合、梱包材は事務所で購入したのと同じ梱包材なのに、この場合は、一般廃棄物と言うことになるのですか。

(協会)

一般の家庭から出たものは、すべて一般廃棄物に該当します。

(質問者)

物が同じものなのに、産業廃棄物になったり、一般廃棄物になったり法律がおかしいのではないかな。

(協会)

御指摘の通り、物が同じものなのに排出業種や形態が異なると一般廃棄物になったり、産業廃棄物になったりと違和感を感じるかもしれませんが、法律の建付けが事業活動に伴って排出した廃棄物は産業廃棄物として排出者に処分する義務を課し、産業廃棄物以外は一般廃棄物とし、市町村に処理責任を課しているため、物が同じでも産業廃棄物になったり、一般廃棄物になったりします。

(質問者)

わかりました。

産業廃棄物処理業の更新申請は4ヶ月前から受け付けています！

栃木県 環境森林部 資源循環推進課

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業及び(特別管理)産業廃棄物処分業の更新許可申請については、許可期限日の4ヶ月前から受け付けていますので、許可の審査に係る標準処理期間(60日間)を考慮して、余裕をもって申請してください。

なお、更新許可申請があった場合において、許可の期間の満了の日までに申請に対して許可処分がされないときは、従前の許可が、許可の期間の満了後も許可処分がされるまで効力を有します。

申請書類提出先	住所及び電話番号	所管区域
県西環境森林事務所 環境部環境対策課	〒 321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部環境対策課	〒 321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部環境対策課	〒 324-0041 大田原市本町 2-2828-4 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、 那須塩原市、さくら市、 那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、 那珂川町
県南環境森林事務所 環境部環境対策課	〒 327-8503 佐野市堀町 607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境部環境対策課	〒 323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309	栃木市、小山市、 下野市、壬生町、 野木町
資源循環推進課 審査指導班	〒 320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-3154	宇都宮市、栃木県外

詳しくは下記HPをご覧ください。

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業:

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/unpanyokasinnsei.html>

(特別管理)産業廃棄物処分業:

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/syobungyou.html>

とちぎ

＼ 栃木県内の中小企業・個人事業主の皆さまへ ／

賃上げ加速・定着支援金のご案内

栃木県では、**5%以上の賃上げ**と**企業内男女間格差の是正**に取り組む中小企業者等を対象に

従業員一人あたり **5**万円 1企業あたり **最大100**万円を支給します



支給対象者 県内に事業所を有する中小企業者等

主な要件(1かつ2)

1. **令和7年4月1日以降、従業員1名につき、令和7年3月31日までの直近支給額と比較して5%以上賃金を引き上げる**こと。
1ヶ月以上の支給実績があること。
また、引き上げ後の賃金を1年間継続する見込みがあること。
2. **企業内男女間格差の是正に繋がる処遇改善取組事項(1)～(4)のうち、いずれか1つ以上に取り組む**こと。

(1)女性の管理職比率の改善

(2)非正規の正規化

(女性の職種・雇用形態転換の実績)

(3)法令を上回る短時間勤務制度の導入・拡充

(4)女性活躍推進法に基づく情報公開(3項目以上)

・管理職に占める女性労働者の割合(必須)

・男女の賃金差異(必須)

・採用した労働者に占める女性労働者の割合、
労働者に占める女性労働者の割合等から1つ以上

賃上げ対象従業員の範囲

栃木県内における週の所定労働時間が20時間以上の従業員 ※正規・非正規問いません。

受付期間

令和7年5月26日(月)～令和8年1月30日(金)

※支援金の申請受付は先着順です。予算額に達した場合は、申請受付期間中でも受付を終了します。

申請方法

支援金専用ホームページからのインターネット申請又は郵送申請

※インターネット申請は郵送申請よりもスムーズで早期の支給が見込まれます。
ぜひインターネット申請をご利用ください。

お問い合わせ

とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局
TEL: 028-666-7111

受付時間: 月曜日～金曜日(土日祝日・年末年始を除く)9時～17時

※とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局は、県が設置し、株式会社TMC経営支援センターが受託・運営しております。

詳しくは

とちぎ賃上げ加速・定着支援金



<https://tochigi-chinage.pref.tochigi.lg.jp>



▲支援金HP

栃木県産業労働観光部労働政策課

支援金の申請について

申請にあたっては、必ず支援金専用ホームページや申請要領をご確認ください。

支給対象事業者

(1) 次に掲げるもの全てに該当する法人

- ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。
ただし、次の(ア)から(オ)に該当する者は除く。
- (ア)構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
- (イ)特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- (ウ)特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)
- (エ)栃木県が設立した法人
- (オ)法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人
- イ 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免税されている場合を除く。

- ウ 県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上かつ6ヶ月以上雇用していること。
- エ 栃木県の税金(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。
- オ 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- キ 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)に規定する暴力団又は暴力団構成員等に該当する者ではないこと。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続きを行っている者ではないこと。

(2) 次に掲げるもの全てに該当する個人事業主

- ア 栃木県内の管轄税務署へ開業届を提出していること。
- イ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、上記(1)ウからクまでの要件全てに該当する者。

【中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲】

業 種	中小企業者(下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金額または出資額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

必 要 書 類

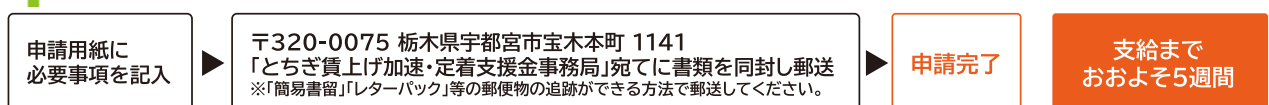
- ①「とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給申請書」(様式1)
- ②賃上げ実施従業員一覧(様式2)
- ③法人:履歴事項全部証明書
個人事業主:確定申告書の写し又は開業届の写し
- ④賃上げ実施従業員に係る労働条件通知書の写し
又は雇用契約書の写し
- ⑤賃金台帳の写し(賃金改定月及び3月までの直近支給分)
- ⑥企業内男女間格差の是正に繋がる取組状況を明らかにする書類(詳しくは支援金専用ホームページをご確認ください。)
- ⑦振込を受ける金融機関の通帳の写し
- ⑧その他知事が必要と認める書類

申 請 方 法

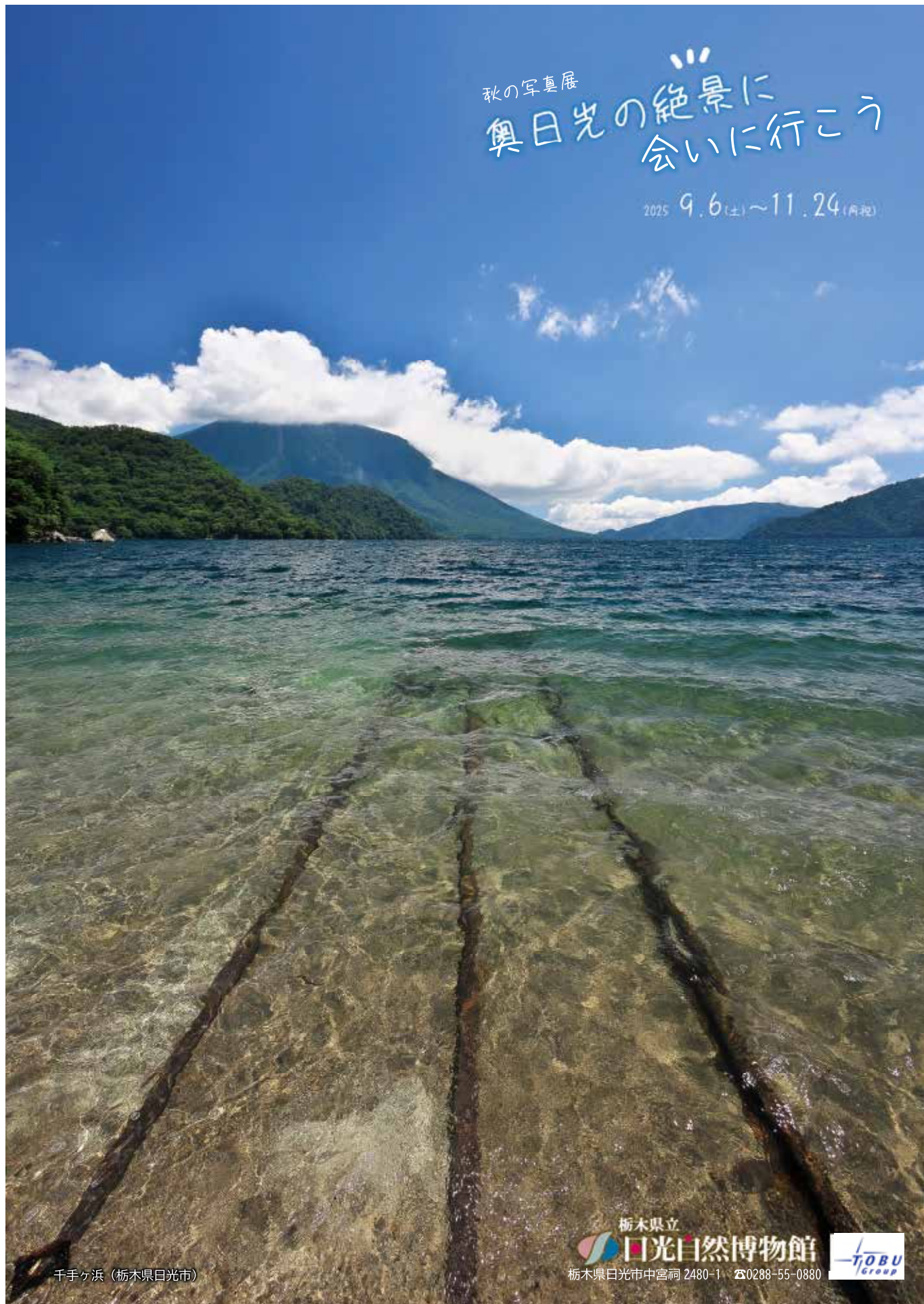
ホームページからの場合



郵送の場合



※支給までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請状況によって、さらに期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。



秋の写真展
奥日光の絶景に
会いに行こう

2025 9.6(土)～11.24(月祝)

栃木県立
日光自然博物館

栃木県日光市中宮祠 2480-1 ☎0288-55-0880

千手ヶ浜 (栃木県日光市)

TOBU Group

栃木県内のまつり・イベント情報（9～10月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL (E-mail・HP等)
9月13日(土)～14日(日) ■13日(土)15:00～21:00 ■14日(日)12:00～21:00	第33回さの秀郷まつり	佐野市	佐野市役所周辺	さの秀郷まつり事務局 (佐野市観光推進課内)	0283-27-3011
9月13日(土)、14日(日)、 15日(月・祝)	駅からハイキング	日光市	日光市足尾地内	JR東日本大宮支社(駅からハイキング事務局)	03-6386-9503
9月23日(火・祝) 10:00～	こども釋奠	足利市	史跡足利学校 大成殿 (昌平町 2338)	史跡足利学校事務局	0284-41-2661
9月27日(土)～28日(日)、 10月11日(土) ■午前の部 9:45～10:50 ■午後の部 14:15～15:20	小田代原『草紅葉』ガイド ウォーク	日光市	赤沼自然情報センター (コース:小田代原半周 往復)	日光自然博物館	0288-55-0880
9月27日(土) ～11月30日(日)	足利市民文化祭	足利市	各部門による	足利市教育委員会事務局 文化課文化振興担当 足利市文化協会	0284-20-2229 0284-44-4123
9月28日(日)	寺岡山元三大師 萩まつり	足利市	寺岡山元三大師境内 (足利市寺岡町871)	寺岡山元三大師	0284-91-3236
9月28日(日)10:00～15:00	第20回那須九尾まつり	那須町	那須町文化センター駐 車場特設会場(栃木県 那須郡那須町寺子乙 2567-10)	那須町観光商工課	0287-72-6918
10月1日(水)5:30～ 19:00(参拝は終日) 10月5日(日)5:30～17:00	大岩山毘沙門天秋季大祭	足利市	大岩山毘沙門天 (大岩山多聞院最勝寺) (大岩町570)	最勝寺	0284-21-8885
10月11日の土曜、日曜、祝 日9:00～16:00	物外軒 秋の無料公開	足利市	物外軒(通6丁目3161-3、 織姫公民館裏)	足利市教育委員会文化課	0284-20-2230
10月3日(金)～10月13日 (月・祝)18:30～21:00	月あかり花回廊 第16章	日光市	鬼怒川公園	日光市観光協会	0288-22-1525
10月4日(土) 10:00～15:00	かいぎしよまるごとにつこう 市	日光市	日光だいや川公園イベ ント広場	日光商工会議所	(今市) 0288-30-1171 (日光) 0288-50-1171 (鬼怒川) 0288-70-1171
10月4日(土)・11日(土) 20:30～	鬼怒川温泉百華繚乱花火 ～鬼怒川焰火～	日光市	鬼怒川公園	日光市観光協会	0288-22-1525
10月4日(土) ～10月26日(日)	コスモス祭り	高根沢町	鬼怒グリーンパーク (高根沢町宝積寺86-1)	鬼怒グリーンパーク	028-675-1909
10月5日(日)10:00～15:00	日光茶会	日光市	日光山輪王寺本坊・紫 雲閣	日光公民館	0288-53-3700
10月11日(土)～12日(日) 10:00～21:00	鹿沼秋まつり	鹿沼市	今宮神社、鹿沼市街(今 宮神社周辺)	鹿沼秋まつり実行委員会 (鹿沼市観光交流課)	0289-63-2188
10月12日(日)	たかボタvol.7	高根沢町	道の駅たかねざわ 元気 あつむら(高根沢町大 字上柏崎588-1)	高根沢町観光協会事務局 (高根沢町産業課内)	028-675-8104
10月13日(月・祝)	大小山火祭り	足利市	鳳仙寺(西場町756)	寺島様	090-5250-6170

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

ライフプランセミナーの最後に、 いつもお伝えしていること

約2年半に渡って連載してきた、このコラムも今回が最終回。最後の区切りとして、私がいつも、ライフプランセミナーの最後に、特に20代、30代の皆さま向けのメッセージとしてお伝えしているのをネタを披露させていただきます。以前、ご紹介した内容ではありませんが、講演っぽく紹介します(^^♪

【講師】「最後に、当社で実施したアンケート結果（右表）をご紹介します。これはお客さまに「今、一番関心のあるライフイベントは何ですか？」とお伺いし、年代ごとに整理したものです」

【講師】「まず、これを“横”に見ると、人生の3大支出の特徴がよく分かります。例えば、子育ては30代の最大の関心事ですが50代まで続きます。また、住宅購入も30代の関心事の一つですが、ローン返済は40代、50代のほうが重く感じているようです。つまり、子どもの教育資金とローン返済とのやりくりで苦慮している様子が窺えます。そして、老後資金は40代と50代の最大の関心事ですが、なかには30代から取り組まれている方もいる、といった感じです。」

【講師】「ところで、このアンケート結果を“縦”に見たとき、一番大変な年代はどの年代になりますか？」

【最前列の一人が】「え～、そうですね、関心事が一番多い40代ではないでしょうか？」

【講師】「そうですね、私も40代だと思います。そして、特に、20代と30代の方に申し上げたいのは、職場で身近にいる、

■ライフプランの最大の関心事※は？

関心事	20代	30代	40代	50代
結婚	100%	24%	11%	
子育て		29%	21%	7%
住宅購入		29%	6%	4%
ローン返済		10%	14%	14%
介護			9%	10%
退職		10%	33%	54%
相続			6%	11%

今一番大変な時期を過ごされている40代の先輩の姿は、あなた方の10年後、20年後の姿です、ということです。」

【講師】「30年後や40年後の老後はまだまだ先かも知れません。でも、一番大変な40代は老後よりも先にやってきます。むしろ、目の前と言ってもいいかも知れません。ですから、少しずつでいいので、今から老後資金の準備を始めれば、一番大変な40代を少しでもスムーズに乗り切るための土台作りができるのではないのでしょうか。こんな考え方も含めて、これまでにご紹介したお話しが、現役世代の皆さまがライフプランニングに一步踏み出すきっかけになれば幸いです。最後までお読みいただき、ありがとうございました。」



※ 最大の関心事として、それぞれの回答を選んだ方の割合（■アンケート対象：大和証券に口座をお持ちの公務員の方、■アンケート方法：ウェブアンケート、■アンケート期間：2016/7/29～9/9）

第79回 栃木県芸術祭

洋画・彫刻・工芸

9月20日(土) ⇒ 10月2日(木)

9:30 ⇒ 17:00

批評会／洋画 9月20日(土) 14:00

工芸 9月21日(日) 13:30

彫刻 9月27日(土) 14:00

栃木県立美術館

休館日/9月22日(月)・9月29日(月)

日本画・書道・写真

10月25日(土) ⇒ 11月4日(火)

9:30 ⇒ 17:00

批評会／写 真 10月25日(土) 13:30

日本画 10月26日(日) 13:30

書 道 11月2日(日) 13:00

栃木県総合文化センターギャラリー

■主催

栃木県文化協会

栃木県

栃木県立美術館

■共催

(公財)とちぎ未来づくり財団

■後援

下野新聞社

とちぎテレビ

栃木放送

エフエム栃木

NHK宇都宮放送局

問合せ先 栃木県文化協会事務局
☎028-643-5288

美

術

展

ART FESTIVAL IN TOCHIGI '25

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 ー 許可証の変更等についてー

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

☐ 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

☐ 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

ー 編集後記ー

「危険な暑さ」が日常になっていましたが、9月に入って、朝晩などに秋の気配を感じられるようになってホッとしています。

さて、先日9月1日は「防災の日」でした。1923年（大正12年）9月1日の関東大震災を教訓にして、また、台風や豪雨、地震、津波などの自然災害への認識を深めるために設定された日で、県内各所で様々な防災イベントが開催されていきました。ゲリラ豪雨や線状降水帯による大雨が、連日、全国各地で発生している中で、今後は本格的な台風シーズンを迎えます。自然災害は明日は自分の身に起こるかもしれません。「毎日が防災の日」くらいの意識で出来る備えを行いましょう。

ー 事務局だよりー

☆ 8月6日（水）

栃木県プラスチック資源循環推進協議会が、ハイブリッド形式で開催され、菊池会長がWeb会議にて出席しました。

☆ 8月8日（金）

青年部関東ブロック幹事会が、埼玉県深谷市内において開催され、福田部長が出席しました。

☆ 8月22日（金）

（一社）栃木県環境美化協会定時総会が宇都宮市のベルヴィ宇都宮において開催され、加藤副会長が出席しました。